

平成20年12月16日(火)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

- (1) 議案16件(別紙)
- (2) 請願2件、陳情8件(別紙)

2 協議又は報告事項

- (1) 閉会中の継続調査事件について
 - ・行財政運営の改善合理化について
 - ・私学教育の振興について
- (2) 防災とボランティア週間における啓発事業について
- (3) その他

○ 次回委員会

・平成21年1月15日(木) 午前10時30分～

○ 閉 会

総務委員会

1 議第 69 号 平成20年度岡山県一般会計補正予算(第3号)

第1条第1項

第2項「第1表歳入歳出予算補正」

歳入全般

歳出

第2款 総務費

〔第1項 総務管理費〕
〔第8項 県民生活費〕を除く

第3条「第3表債務負担行為補正」

追加

・県庁守衛業務委託事業費

第4条「第4表地方債補正」

- 2 議第 70 号 当せん金付証券の発売について
- 3 議第 74 号 改訂第3次岡山県行財政改革大綱の廃止について
- 4 議第 75 号 岡山県行財政構造改革大綱2008の策定について
- 5 議第 79 号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議第 80 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議第 81 号 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議第 82 号 岡山県県土保全条例の一部を改正する条例
- 9 議第 83 号 岡山県企画振興関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 10 議第 84 号 岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 11 議第 85 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例

12 議第 95 号 平成20年度岡山県一般会計補正予算(第4号)

第1条第1項

第2項「第1表歳入歳出予算補正」

歳入全般

歳出

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費
第1目 一般管理費 宮繕行政職員費
第3項 地方振興費
第1目 地域振興総務費
第10項 環境費

を除く

第8款 土木費

第4項 港湾費

第3目 空港管理費

- 13 議第 96号 平成20年度岡山県営電気事業会計補正予算(第1号)
- 14 議第 97号 平成20年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 15 議第 98号 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例
- 16 議第 99号 岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

意見の聴取について(案)

(生活環境保健福祉委員会、産業労働警察委員会、農林水産委員会、土木委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第80号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務	(人事課行政改革推進室)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法等に基づく特定非営利活動法人に関する部分 ・ 特定非営利活動促進法等に基づく特定非営利活動法人の設立の認証等に関する部分 ・ 水道法に基づく専用水道に関する部分 ・ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく事務に関する部分 ・ 国民生活安定緊急措置法に基づく事務に関する部分 ・ 老人福祉法及び法の施行のための規則に基づく事務に関する部分 ・ 動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく事務に関する部分 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行のための規則に基づく事務に関する部分 ・ 児童福祉法の施行のための規則に基づく事務に関する部分 	生活環境保健福祉	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場立地法に基づく事務に関する部分 ・ 大規模小売店舗立地法に基づく事務に関する部分 ・ 中心市街地の活性化に関する法律に基づく事務に関する部分 	産業労働警察	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法に基づく土地改良事業計画の変更等に関する部分 	農林水産	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法に基づく宅地の造成に関する部分 ・ 宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する部分 ・ 都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する部分 ・ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行の認可等に関する部分 ・ 不動産登記法に基づく登記の嘱託に関する部分 ・ 地すべり等防止法及び法の施行のための規則に基づく事務に関する部分 	土木	

(農林水産委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第81号	森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務	(税務課)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例中、改正部分 	農林水産	(林政課)

(生活環境保健福祉委員会、土木委員会、文教委員会の意見を求める。)

議案番号	件名	関係委員会	摘要(主務課)
議第84号	岡山市の指定都市への移行に伴う関係条例の整備に関する条例	総務	(市町村課)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正に関する部分 ・ 岡山県児童相談所条例の一部改正に関する部分 	生活環境保健福祉	(障害福祉課) (子育て支援課)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県道路占用料徴収条例の一部改正に関する部分 	土木	(道路整備課)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に関する部分 	文教	(教育委員会)

総務委員会請願・陳情一覧表

○継続分 1 件 (陳情 1 件)

付託委員会名	総務委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関 に対する 送付	機関に 措置を 回答	
陳情第 50 号 (20. 2. 4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について						

○新規分 9 件 (請願 2 件、陳情 7 件)

付託委員会名	総務委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関 に対する 送付	機関に 措置を 回答	
請願第 17 号 (20. 12. 1)	岡山市住吉町2-35 教育会館 ゆきとどいた教育を もとめる岡山県民の会 会長 和泉 かよ子 署名者28, 920人	私学助成を大幅にふや すことを求めることに ついて	武田 赤坂 森脇					
請願第 19 号 (20. 12. 2)	岡山市新屋敷1-2-22 崎浜 綾子 外1, 969人	家族従業者の働き分を 認めない所得税法第56 条の廃止を求める意見 書採択を求めることに ついて	赤坂					
陳情第 93 号 (20. 11. 27)	浅口市寄島町1152 自由民主党岡山県大 樹支部 支部長 川崎 辰雄	郵政民営化の見直しを 求めることについて						
陳情第 94 号 (20. 12. 1)	倉敷市水島北緑町2- 3 学校法人岡山朝鮮学 園 理事長 金 秉吉 外3団体	学校法人岡山朝鮮学園 岡山朝鮮初中級学校、 同・附属岡山朝鮮幼稚 園への教育助成金増額 等、支援・助成措置の拡充 を求めることについて						
陳情第 95 号 (20. 12. 1)	岡山市西島田町4-25 岡山県商工団体連合 会 会長 高橋 鉄太郎	消費税の増税反対に関 することについて						
陳情第 96 号 (20. 12. 1)	岡山市住吉町2-35 岡山県教育会館 岡山私学生徒連絡会 代表 景山 靖弘	私学助成の削減案を撤 回し、私学助成を充実 するよう求めることに ついて						
陳情第 99 号 (20. 12. 3)	岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏 外5団体	「岡山県行財政構造改 革大綱2008(案)」に 関する県民生活関連予 算の削減や県職員の給 与削減をやめ、長期展 望に立った財政再建を 求めることについて						
陳情第 100 号 (20. 12. 3)	岡山市住吉町2-35 岡山県教育会館内 岡山県私学助成をす ずめる会 会長 小橋 操 署名者220, 593人	父母負担の公私格差是 正や私学の地域教育へ の貢献のために私学助 成について格別の配慮 を求めることについて						
陳情第 101 号 (20. 12. 3)	倉敷市西中新田640 倉敷市職員労働組合 内 ちぼりはいらな い倉敷市民の会 代 表委員 高田 雅之	岡山県議会においても ちぼり問題の総括を行 うことを求めることに ついて						

請願・陳情

平成20年12月16日

総務委員会

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第50号 (20. 2. 4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について					

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

現在、在日本大韓民国及びその賛同者が、永住外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書を、全国の自治体の議会において採択するよう働きかけている。

そして、事実は確認されていないが、現在のところ全国1,882自治体のうち971(52%)の自治体はその意見書を採択していると彼らは言っている。

しかしながら、地方といえども、参政権を外国人に付与するのは明確に憲法違反である。岡山県においては、このような意見書を提出する議案が上程された場合には、以下の陳情の理由を冷静に判断していただき、安易に採択することなく、慎重審議の上否決されるように求める。

(陳情理由)

- 1 日本国憲法では、参政権を国民固有の権利(第15条第1項)としているが、地方参政権もその自治体の住民が選挙することになっている(第93条第2項)。そして、平成7年2月28日の最高裁判決で「住民とは日本国民を意味する」としている。
- 2 参政権付与に賛成する人々は、同判決の傍論にある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げて最高裁のお墨つきを得たと喧伝しているが、この部分はあくまでも傍論であって主文ではない。この主文では原告(民団団員)の訴えは明確に棄却されている。

3 韓国では平成17年、在韓永住外国人の一部に地方選挙権を認めた。それをもって、相互互惠主義ののっとなって日本でも認めるように働きかけがなされているが、昨年の韓国地方選挙で選挙権を得た日本人はわずかに51人である。しかるに我が国には現在永住外国人は約70万人であるので、相互互惠といったものでは決してない。

4 諸外国でも認めていると主張する人々もいるが、もともと一国であったスカンジナビア諸国を中心に統合を理想とするEU等20カ国くらいであり、世界の趨勢ではない。それを我が国に当てはめようというのは、著しく妥当性を欠く。

5 基本的人権であるから、また、納税しているから認めよと言う人々もいるが、では、選挙権のない未成年者には基本的人権はないのか、納税していない低所得者や学生には選挙権は付与されないのか。また、税金とは行政サービスの対価であるから、納税と参政権とは別個の存在である。

6 国政ではないからよいではないか、と言う人々もいるが、地方政治といえども国政に密接に関係しており、教育・治安・安全保障等重要な役割を担っているということは、地方議員の皆様が一番よく御承知のことだと存ずる。

以上のとおりであるので、当該議案がもし上程された場合、事情をよく御認識いただいて、慎重審議の上、否決されるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部市町村課)

永住外国人への地方参政権の付与については、基本的には国の立法政策にかかわる事柄であり、現在、国会において「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案」が継続審議とされていることから、その動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
請願第17号 (20.12.1)	岡山市住吉町 2-35 教育会館 ゆきとどいた教育を もとめる岡山県民の会 会長 和泉 かよ子 署名者28,920人	私学助成を大幅にふや すことを求めること について	武田 赤坂 森脇			送付	回答

[請願の内容]

(請願趣旨)

私学助成を大幅にふやしていただきたい。

(請願理由)

私立高校は、県内の教育の発展に重要な役割を果たしてきた。岡山県においては、高校進学希望者の約3割が私立高校に進学している。私立高校進学者の中には、当初から私立高校を希望して進学している生徒もいるが、生徒募集定員の公私比率が7対3に設定されているもとで、公立高校を希望しながら、やむなく私

立高校に進学する生徒も少なからず存在している。

しかし、私立高校の初年度納付金は、公立高校の4倍を超えており、高学費のもとで、就学を継続することが困難になっている生徒もふえている。公教育に果たす私立高校の重要な役割を踏まえ、教育の機会均等を保障する上で、父母負担と教育条件の公私格差を解消することが求められている。そのためには、私学助成の大幅な増額と、授業料一律助成の新設、就学保障制度の充実など、制度の拡充が必要だと考える。

すべての子供に行き届いた教育を進めるために、私学助成を大幅にふやすよう、28,920人の署名を添えて請願する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

私学助成については、私立学校の教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、その充実に努めてきたところであり、また、経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対しては、従来から授業料減免制度や各種奨学金制度の活用などにより支援しているところである。

また、本県の極めて厳しい財政状況のもとでは、私学助成の増額は困難であるが、私学教育の重要性に鑑み、今後とも適切に対応してまいりたい。なお、運営費助成を行っている中で、授業料一律助成の新設は困難である。

付託委員会名	総務委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置		
						送付	回答	
請願第19号 (20.12.2)	岡山市新屋敷 1-2-22 崎浜 綾子 外1,969人	家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求めることについて	赤坂					

〔請願の内容〕

(請願趣旨)

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に

拍車をかけている。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では自家労賃を必要経費として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価している。日本でも、税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止するよう国に意見書を提出していただきたい。

(請願項目)

所得税法第56条の廃止を求めて国に意見書を提出すること。

執行部意見

(総務部税務課)

個人所得課税については、国において、税体系全体の議論はもとより、社会保障などの受益と負担の関係にも留意しつつ、そのあり方が適切なものとなるよう見直していくこととされているところであり、今後とも、その動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第93号 (20.11.27)	浅口市寄島町1152 自由民主党岡山県大 樹支部 支部長 川崎 辰雄	郵政民営化の見直しを 求めることについて					

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社のもとに4つの会社に分社化された。

民営化がスタートし、1年が経過したが、現状を見ると三事業一体体制が崩壊し、会社分割ロスによる非効率性があらわれ、国民サービスの面においても利便性向上をうたう民営化法の趣旨に逆行する料金の値上げ、郵便物の遅配等サービスダウンが生じ、また簡易郵便局の閉鎖等地域住民からの不安・不満の声が多く寄せられているのが現状である。このことは、国民共有の大切な財産である郵便局ネットワークの存在に赤信号がともっているといっても過言ではない。

このような中、郵政民営化法において、郵便事業については全国一律のサービスを維持することが明記されているが、貯金・保険のいわゆる金融サービスについては、郵便局において将来にわたってサービスを受けることが、法律の上では何ら保証されていないのが現実で、地方において他の金融代替手段を持たない住

民の方々にとっては、死活問題ともいうべき大きな不安となっているのが現状である。

このような住民の現状不安を払拭するために、国において郵便・貯金・保険のサービスが今までどおり、また、将来にわたって郵便局において確実に提供され、国民の皆様方の利便に支障が生じないように、法的な見直しを含め郵政三事業が一体運営され、国民の皆様が安心して利用いただけるサービスの提供と、ネットワークの維持が図れるよう、民営化法の附帯決議に明記されているとおりに必要な措置を講じるよう、下記の事項等について意見書を関係機関に提出いただくよう陳情する。

(陳情事項)

- 1 三事業一体体制が保証される仕組みの再構築に向けた法律改正。
- 2 貯金・保険の金融サービスにもユニバーサルサービス義務を法定化すること。
- 3 金融二会社の株式の一定比率を持株会社に保有させること。
- 4 郵便局会社と郵便事業会社の合併。

執行部意見

(総務部行政改革推進室)

郵政民営化の見直しについては、現在、郵政民営化法に基づき設置されている郵政民営化委員会において、郵政民営化法案等に対する附帯決議のみならず、国会での主要な質疑等を幅広く洗い出し、論点ごとに今後の課題と対応策を政府に提言するため、審議を行っているところである。

県としては、郵政民営化の見直しについては、今後とも国の議論の動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第94号 (20.12.1)	倉敷市水島北緑町2-3 学校法人岡山朝鮮学園 理事長 金 秉吉 外3団体	学校法人岡山朝鮮学園 岡山朝鮮初中級学校、 同・附属岡山朝鮮幼稚園 への教育助成金増額 等、支援・助成措置の 拡充を求めることにつ いて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

陳情の主旨は、定住外国人がみずからの言語で教育する権利を尊重し、教育の機会均等を図るために、外国人学校等教育施設に対する支援・助成制度を新設・拡充し、日本学校在校生並みに助成を行うことである。

今、私たちが運営する岡山朝鮮初中級学校、岡山朝鮮幼稚園は財政的に非常に厳しい状況にあり、朝鮮学校の保護者にとって子女の朝鮮学校就学にかかる教育費支出は極めて重い負担となっている。朝鮮学校の保護者は皆永住権を有する地域住民であり、日本人同様ひとしく税金を負担しているが、教育にかかる公費支出(教育助成)の面では日本人との間に格差が生じている。

朝鮮学校・民族教育に対する公的サービスの格差や制度的差別の問題は、国連人権理事会や国際人権条約・規約に基づくさまざまな人権委員会が日本政府に多くの勧告意見を発し、日本弁護士連合会が実態調査に基づいてたびたび内閣総理大臣あてに勧告書を出すほどの人権侵害の問題である。

岡山県下ではこうした実情に対応され、岡山県当局(総務学事課所管)では、私立学校への教材・教具購入に対する助成措置の一環として、学校法人岡山朝鮮学園に対して教材・教具購入費用の半額助成(年間限度額100万円)を内容とする教育助成制度を設けておられる。また岡山市当局は朝鮮学校に通学する児童・生徒への教育助成・通学補助措置を実施しており、岡

山市在住の朝鮮学校児童・生徒に対する教育助成は1人当たり年額8,000円である。さらに倉敷市当局は、2000年3月市議会で外国人学校への助成金を求める請願書が全会派一致で採択されたことに基づいて岡山朝鮮初中級学校補助金制度を新設、補助金額の段階的引き上げを求める保護者と学校関係者の要望にこたえて2003年度には補助金を増額し、現時点で倉敷市在住の朝鮮学校児童・生徒には1人当たり年額4万5,000円の教育助成が行われている。

最近の米国金融危機に端を発する世界経済の急激な変動は、日本の景気低迷に拍車をかけ、格差化に一層拍車がかかる中で、朝鮮学校児童生徒の保護者にとって教育費負担は一層厳しく深刻になっており、日本学校在校生並みに助成を求める朝鮮学校の保護者の願いは切実である。しかし、まことに遺憾ながら、再三の要望にもかかわらず、岡山県はこの10年近く朝鮮学校への教育助成制度・助成額を据え置いたままである。

私たち学校法人理事長、学校長、教育会会長、オモニ会会長は、保護者を初め学校関係者を代表し、議長を通じて県議会議員各位に対して、以下のように陳情する。

(陳情事項)

- 1 外国人学校等教育施設に対する支援・助成制度を新設すること。
- 2 日本学校在校生との間で格差が生じている朝鮮学校に対する教育助成金を、日本学校在校生並みに速やかに増額・拡充すること。

執行部意見

(総務部総務学事課)

各種学校である岡山朝鮮初中級学校に対する補助は、私立専修学校設備整備費等補助事業で対応しているところであり、本県の極めて厳しい財政状況のもとでは、補助金の増額や新たな補助制度の創設は困難である。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
陳情第95号 (20.12.1)	岡山市西島田町4-2 5 岡山県商工団体連合 会 会長 高橋 鉄太郎	消費税の増税反対に関 することについて				送付	回答

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

私たちの暮らしは、収入が落ち込み、医療、年金、介護などの負担がふえて苦しくなるばかりである。

消費税は、導入時も、5%への引き上げの時も、現在も社会保障のため、国の財源が大変などが増税の理由とされる。しかし、消費税導入・増税の一方で、医療や年金などの社会保障制度は改悪され、財政赤字は膨らみ続けている。

社会保障財源を確保するには無駄遣いをきっぱりとやめ、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきではないか。

消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまう。そもそも消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる、最悪の逆進的な税制である。増税が貧困と格差を一層ひどくすることは明らかである。

私たちは、国民の暮らしや家計を守るため、消費税の増税に強く反対する。

以上の趣旨から、下記の事項について陳情する。

(陳情事項)

消費税増税に反対する議会決議をし、政府に送付していただくこと。

執行部意見

(総務部税務課)

消費税の増税については、他の税目や社会保険料などの負担はもとより、社会保障給付等の状況も考慮しながら、国において検討が行われるものと考えているところであり、今後とも、その動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会							
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置		
						送付	回答	
陳情第96号 (20.12.1)	岡山市住吉町2-35 岡山県教育会館 岡山私学生徒連絡会 代表 景山 靖弘	私学助成の削減案を撤回し、私学助成を充実するよう求めることについて						

〔陳情の内容〕

(陳情趣旨)

私学に通う高校生の中で、学費のために毎日バイトをして、まともな学校生活を送れていない人がある。公立と私立の学費の差をなくすことで、もっと有意義な高校生活を送ることができ、未来への可能性も広がるはずである。

また、私立は学費が高いという理由で、自分の行きたい高校には進めないと悩む中学生も少なくない。私立高校に進学する中学生が減ると、その高校の財政面にも影響し、将来自分の母校が廃校になるということもあるかもしれない。母校がなくなることで、自分の

大切な思い出の一部を失う人がふえてくることも考えられる。

これからの未来を担う高校生が、学費のことで自分の未来に不安を感じたり、高校進学を考えている中学生が、経済的な理由で私立高校を選ぶことができないのはおかしいと思う。

私たち高校生が、安心して高校生活を送れるように、次の事項を実現していただくよう要請する。

(陳情事項)

私学助成に関する削減を撤回し、私学助成を充実していただきたい。

執行部意見

(総務部総務学事課)

私学助成については、私立学校の公教育における重要性に鑑み、その教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、経営の中長期的安定化を図る観点から私学助成を行っているところである。

今回の岡山県財政構造改革プランでは、私学助成についても一定の見直しをお願いしているところであるが、私学関係者をはじめ県議会の皆様の御意見を踏まえ、経常費補助金については本年度導入した標準的運営費方式の着実な定着を図るとともに、保護者の負担や学校法人の運営への大きな影響を考慮し、見直しを行わないこととしたところであり、このプランに沿って、私学の振興に努めてまいりたい。

付託委員会名	総務委員会					
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置 送付 回答
陳情第99号 (20.12.3)	岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏 外5団体	「岡山県行財政構造改 革大綱2008(案)」に 関する県民生活関連予 算の削減や県職員の給 与削減をやめ、長期展 望に立った財政再建を 求めることについて				

[陳情の内容]

(陳情事項)

- 1 「岡山県行財政構造改革大綱2008(案)」は長期的展望に立った財政再建を行うこと。
- 2 県職員・教員の給与削減をやめること。
- 3 県民生活関連予算を削減しないこと。

(陳情理由)

知事は、県財政再建の取り組みが待ったなしの状況にあることは1期目就任当時から理解していたにもかかわらず、チボリ公園などへの無駄な税金投入を継続してきた。また、県は3次にわたる財政改革に取り組んでいるものの、県財政は今後毎年400億円の収支不足が見込まれるという状況である。

11月18日に発表した「岡山県行財政構造改革大綱2008(案)」は、12年間の石井県政の失政のツケを、何ら責任のない県民や県職員・教員に犠牲を押しつけるものである。財政再生団体への転落を何としても回避

するため、歳入と歳出のバランスがとれた財政構造を確立するため、4年間で改革の総仕上げを断行するという計画である。県民生活のための費用である一般行政施策費を12年前に比べ約45%に削減し、公営施設の多くを廃止・縮減の対象としている。知事は、県職員には責任はないと言いながら、サービス低下を生む県職員削減目標は1,233人としている。また、職員や教員の給与も7%カットし、全国で一番低い水準にするというものである。県民生活に負担を強いる一方で、吉備高原開発関連や広域水道企業団関連などへの対応の不十分さが目立つ。

不況で苦しむ県民生活切り捨ての歳出削減は許せない。また、大幅な組織・職員数、給与の削減は、県民サービス低下と職員の超過勤務と労働意欲の低下を招く。あらゆる事業をゼロベースで見直すのであるならば、改革を短期の4年間で考えず、長いスパンでとらえ直し、急激な県民生活への悪影響を食いとめる方法をとるべきである。

執行部意見

(総務部人事課・財政課)

- 1 「岡山県行財政構造改革大綱2008(案)」では、長期的な視点に立って、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造の確立するための目標を設定しており、今後、平成24年度までに概ね達成することとしている。財政再生団体への転落を絶対に回避し、岡山の明るい未来を切り拓くためにも、今回の改革はなんとしても成し遂げなければならないものであると考えている。
- 2 職員の給与削減については、今回の財政構造改革を進めていく上で、当面の大幅な収支不足に対応するための緊急避難的な措置として、やむを得ず行うものである。
- 3 事業の見直しにあたっては、個々の事務事業などの見直しを盛り込んだ「岡山県財政構造改革プラン(素案)」をお示しした上で、パブリックコメントを行うなど、県民の皆様のご意見をお伺いするとともに、市町村をはじめ、関係団体等へその内容をわかりやすく説明してきたところである。その際、いただいたご意見、ご要望も踏まえ、県民の日常生活に密着した安全・安心や子どもの教育、子育ての分野などには十分配慮するとともに、個々の事務事業等の見直しによる影響等を総合的に勘案し、最大限の調整を行ったところである。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第100号 (20.12.3)	岡山市住吉町2-35 岡山県教育会館内 岡山県私学助成をすすめる会 会長 小橋 操 署名者220, 593人	父母負担の公私格差是正や私学の地域教育への貢献のために私学助成について格別の配慮を求めることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

県下の私立高校は、地域の教育の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかし、初年度納付金は公立高校の4倍を超えており(3年間平均では約3倍)、父母負担と教育条件の公私格差の縮小がなされる必要がある。また、経済的事由のため就学を継続することが困難になっている生徒に対する措置の充実も必要である。

特に、岡山県財政構造改革プラン並びに今年度からの私学助成制度改変により、都市部以外の私学では、地域教育への責任を果たすことが困難となる懸念もある。

私ども、岡山県私学助成をすすめる会は、12月1

日に、私学助成の充実を求める約22万名の署名を提出した。

については、私学助成の充実と私学の地域教育への貢献のために、次の事項を実現していただくよう要請する。

(陳情事項)

- 1 学校法人等運営費補助金(私学助成)について、格別の配慮をしていただきたい。
- 2 すべての私学が地域教育に継続的に寄与できるようにするため、私学助成制度の変更による激変緩和措置を実効あるものにしていただきたい。
- 3 経済的理由により学費負担が困難になった生徒に対する就学保障制度を充実していただきたい。

執行部意見

(総務部総務学事課)

- 1 私学助成については、私立学校の公教育における重要性に鑑み、その教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、その充実に努めてきたところであり、今後とも適切に対応してまいりたい。
- 2 今年度から標準的運営費方式を導入しているが、制度の変更等により、補助金額が大きく減少することのないよう、平成23年度まで経過措置を設けるなど、学校経営の中長期的安定化を図っているところである。
- 3 経済的理由により就学に支障をきたす生徒に対しては、従来から授業料減免制度や各種奨学金制度の活用などにより支援しているところである。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第101号 (20.12.3)	倉敷市西中新田640 倉敷市職員労働組合 内 チボリはいらな い倉敷市民の会 代 表委員 高田 雅之	岡山県議会においても チボリ問題の総括を行 うことを求めること について					

[陳情の内容]

(陳情事項)

倉敷チボリは開園後わずか10年余で閉園に追い込まれたが、岡山県議会が、チボリへの税金投入という無駄遣いをチェックできなかった責任について総括を行い、県民に明らかにしてもらいたい。

(陳情理由)

岡山県は、わずか10年余りで破綻したチボリ事業に、県民の税金を320億円以上もつぎ込んできた。今、財政危機宣言のもと、県は、職員の大幅な給与削減を初め、県下市町村や県民にさらなる犠牲を押しつけることで財政困難を乗り切ろうとしているが、なぜこのよ

うな莫大な税金がチボリ事業に投じられ無駄遣いされたのか、その原因と責任の所在を徹底的に明らかにし、今後の県政に生かすことを県民は切に望んでいる。

その際、事業を主導した県行政の責任は追及するが、その行政の誤りをチェックすることができなかったみずからの責任については何ら明らかにしようとし、現在の県議会の姿勢に対し、県民は強い不信の念を抱いている。

今、県議会がチボリ問題の総括に関連してなすべきことは、行政の総括内容を厳しくチェックすることはもちろんだが、同時に、チボリへの税金投入という無駄遣いをチェックできなかったみずからの責任について明らかにすることだと考える。

防災とボランティア週間における啓発事業について

「防災とボランティア週間」(1月15日(木)～1月21日(水))の時期に、災害に対する日頃の備えや心構えなど、防災対策の重要性を広く県民の皆様に周知し、防災意識の高揚を図るため、市町村、防災関係機関、民間団体と協働し、次のとおり啓発事業を実施する。

1 地域防災リーダー研修会の開催

- (1) 日 時 平成21年1月17日(土) 10:00～15:00
- (2) 場 所 ピュアリティまきび「孔雀」(岡山市下石井2-6-41)
- (3) 参加者 一般県民、自主防災組織、防災ボランティア
防災関係機関等 約300人(事前の申込みは不要。)
- (4) 内 容
講 演
- ①午前 テーマ「地域における災害への備え」
同志社大学社会学部 教授 立木茂雄 氏
- ②午後 テーマ「災害情報の伝達と住民の対応
～ 災害情報に的確に対応するために ～」
東京経済大学コミュニケーション学部 教授 吉井博明 氏

2 県民局における主な事業

	事業	月 日	場 所	主 な 内 容
備 前 局	防災パネル展	1月16日 ～1月19日	岡山市役所	・防災グッズの展示等
	シンポジウム	1月20日 13:00～15:50	岡山市(三光荘)	「災害時における難病患者の支援について」 [申込等] ・定員200名(事前申込要) ・申込締切 1月13日 ・問合せ先：岡山保健所 東備保健所
備 中 局	防災パネル展	1月15日 ～1月16日	倉敷市(イッ倉敷)	・防災グッズの展示等
	電光掲示による啓発	1月15日 ～1月21日	備中県民局前	・防災とボランティア週間の表示
美 作 局	自主防災講座	1月17日 9:00～11:30	津山市 津山圏域消防組合消防本部及び訓練場	・地震体験、煙体験 ・救急(AED使用方法)訓練 ・倒壊家屋からの救出訓練 ・竹、毛布を使った搬送訓練 ・防災グッズの展示等 [申込等] ・定員400名(事前申込要) ・申込締切 12月22日 ・問合せ先 津山圏域消防組合消防本部

消防防災ヘリコプターについて

平成20年12月15日、三井物産エアロスペース株式会社から、消防防災ヘリコプターの納期遅延の事情等について、次のとおり説明があったので報告する。

1 岡山県及び県民の皆様にご迷惑をおかけすることにつき、深くお詫び申し上げます。

2 これまでの経緯

- 平成20年5月19日の入札に際し、需給逼迫による生産状況から平成21年3月末納入は厳しいと認識しており、県にもその旨伝えましたが、ベル社及び米国・日本の改修業者との交渉、あるいはマーケットや他のベル社の顧客との機体融通などによって、納期短縮できることもあり得ると考えた。
- また、岡山県との入札前のやり取りを通じ、万一不測の事態が発生した場合には、予算上及び会計規則上は繰越措置が適用されるとの話もあり、他県での実例も踏まえ、当社自身の判断で平成21年3月末納期の入札に参加した。
- 入札時には、平成20年12月中に米国での改修作業を終え、国内再組立等に3ヶ月、平成21年3月31日納入というスケジュールで考えており、当社としては、契約遵守に向け誠実に最大限の努力を行ってきた。
- 平成20年9月19日に岡山県に対し、生産環境の厳しさにより、納入期限までに納入することは厳しい状況にあることを説明したところ、岡山県からは契約を遵守するよう指導があり、引き続き最大限の努力を行ってきた。
- その後も、当社の米国法人駐在員並びに当社の室長をベル社や米国改修業者であるエドワーズ社に派遣し交渉した結果、エドワーズ社の作業工程を1ヶ月短縮できたが、平成20年11月20日に、県に対し、平成21年3月末納期が困難であることがほぼ確定的となった旨を報告した。
- ヘリの需給動向については、米国に本社を構える航空エンジン・電子機器の多国籍企業であるハネウェル社が公表している民間市場タービン・ヘリコプター需要予測によれば、別紙1のとおり。

3 現在の生産状況

- ベル社カナダ工場で基本機体が完成し、先般、自力飛行して米国に移送され、現在、エドワーズ社にて消防防災用の装備品等の装着作業に入ったところである。今後、米国での作業が終わり次第日本に航送し、国内での各種装備品等の装着作業を経て納入することとしている。
- 現在の機体の写真は別紙2のとおりであり、現時点で見込まれる工程は別紙3のとおりである。

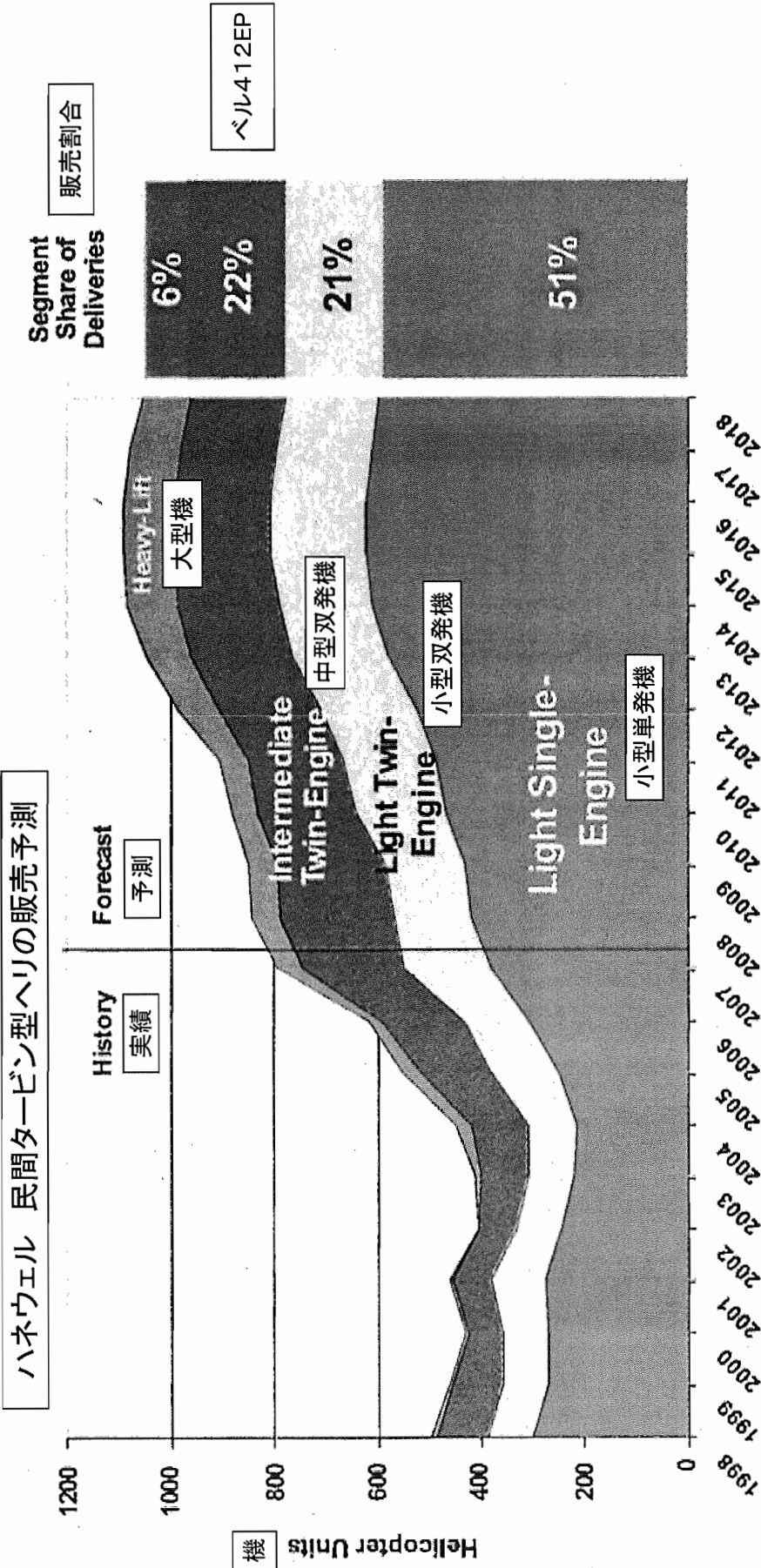
4 ヘリテレ搭載工事

- 岡山県と当社が契約した消防防災ヘリコプターの納期は、平成21年7月末となる見通しだが、当該契約にはヘリテレ搭載工事は含まれない。ヘリテレ搭載工事については、当社が同時に実施した場合には通常1か月、ヘリテレ事業者が別途実施した場合には通常2か月を要する。
- 当社がヘリテレ搭載工事を同時に実施する場合には、契約などに係る然るべき手続きをお願いしたい。また、必要機材の手配の関係上、来年1月上旬頃までに連絡願いたい。
- 当社がヘリテレ搭載工事を実施する場合は、当該工事の追加に要する期間については遅延対象外として頂きたい。

5 当社の今後の対応

- ヘリコプターの需給の逼迫状況とベル社カナダ工場の出荷スケジュールに関わる当社の見通しの甘さにより、期限内納入が叶わず、ご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。
- 納期を一日でも短縮すべく、先週も米国法人駐在員並びに当社の幹部をエドワーズ社へ派遣し更なる工期短縮を依頼している。
- 国内の再組立・改修会社に対しても工期短縮の交渉を継続中である。
- 今後も当社の米国法人を中心としつつ、当社幹部も定期的にエドワーズ社へ派遣し工期短縮に努め、また国内の再組立・改修会社に対しても工期短縮の交渉を引き続き行う所存である。
- 岡山県に対しては作業進捗状況を随時報告し、1日でも早く岡山県へ消防防災ヘリコプターを納入できるよう尽力することを約束する。
- 遅延料その他契約関係については、県の意向に従う。

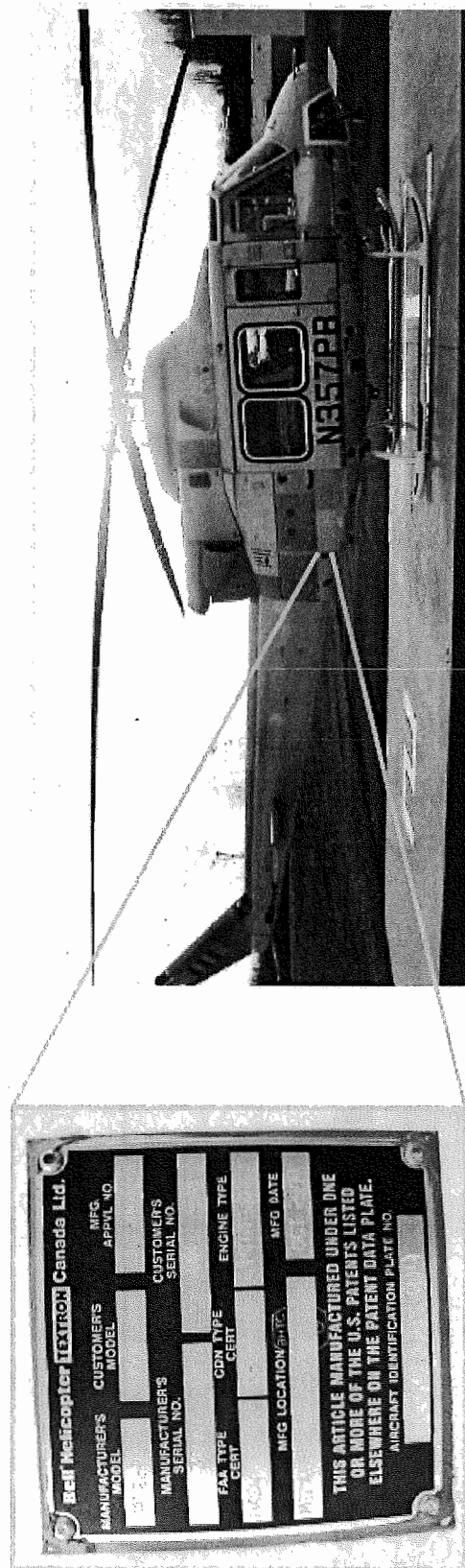
Honeywell Delivery Outlook for Civil Turbine Powered Helicopters



Over 10,000 New Turbine Powered Helicopter Deliveries Projected from 2008-2018

1万機以上の新しいタービン型ヘリの販売が
2008年から2018年にかけて計画されている

岡山県殿向け消防防災ヘリコプター：ベル式412EP型
＜2008年12月13日 ベル・カナダ社より米国内改修業者：エドワーズ社へ到着＞



ヘリコプター (412EP S/N 36503)

平成20年12月15日

岡山県殿向け消防防災ヘリコプター ベル式412EP型の工程表(予定)

	～H20年12月12日	H20年12月13日～H21年4月
	ベル社(カナダ、ケベック州ミラベル)	エドワーズ社(米国、テネシー州 パインニー・フラッツ)
機体製造及び改造 (ベル社・米国機体改修業者)	スライド式ドア、カーゴフック装置、降着装置、正副操縦士用座席、客室座席、搭乗者最大座席(搭乗者標準座席)、正副操縦装置、正副操縦士用計器、自動操縦装置、航空管制用自動応答装置、電波高度計、超短波全方位指示器(VOR)、自動方向探知機(ADF)、距離測定装置(機上DME装置)、予備姿勢指示装置、航空管制用VHF無線電話、衝突防止灯、左舷灯、右舷灯、尾灯、着陸灯、客室照明灯、操縦室照明灯、非常用照明灯、ローターブレーキ、エンジン洗浄装置、ハイドロコネクター、ハンドリングホイール(運搬用車輪)、ローター・タイダウン、ドアー・キー、エンジン・カバー、ピトー管カバー	救助用ホイスト、リベリング装置、写真撮影窓、外視鏡、航空機用救命無線機、機内乗組員通話装置(ICS)、機内拡声装置、電子式録音再生装置、機外拡声装置(広報用、連絡用も兼ねる)、白色閃光灯、投光装置、空調装置(エアコン)、乗降用ステップ、ヘッドセット、ヘッドセットハンガー、遮光カーテン、ハンドグリップ、点滴ビン吊下げ装置、消火タンク装置、スキッド又は車輪沈み込み防止装置、可視カメラ装置(赤外線カメラ装置一体型)、塗装作業(3色)

	平成21年5月	6月	7月
	国内		
輸出耐空証明取得	★		
分解/梱包/空輸/通関	★		
機体再組立/改修(国内業者)		航空管制用応答高度計、GPS地図情報装置、消防防災無線装置、機内電源取出口、航空機用ヘルメット、メインストレッチャー、酸素ボンベ等固定装置、患者監視装置取付け装置、角度調整可能スポットライト、救急用担架固定装置、消火バケツ、座席カバー、フロアマット、救命胴衣、搭載用法定備品、塗装作業(登録記号や愛称など)	
耐空証明/無線免許取得			★
完成納入検査(国内業者にて)			★
空輸(納入場所へ)			★

<注記>

- ①本工程は、機体改修工事の進捗状況や天候不順により多少変更が生じる事がございます。
- ②米国内と本邦内での作業内容は各業者との打合せにより変更する事がございます。

消防防災ヘリコプターに関する協議経過

(平成20年)

- 9月3日、三井物産エアロスペース株式会社幹部が表敬訪問のため来岡し、部長、危機管理監ほかに対応した。
- 9月19日、同社担当者が来岡し、危機管理監ほかと仕様についての調整、確認等の打合せを行った際、生産環境の厳しさにより、納入期限までに納入することは厳しい状況にあるとの話があったが、消防防災ヘリコプターに対する県民の期待等、本県の事情を説明し、また、契約後間もない時期であり契約を遵守するよう申し入れた。先方も努力するとのことであった。
- 10月10日、部長、危機管理監ほかが上京の際、同社に立ち寄り、期限内納入を要請した。
- 11月20日、同社幹部が来岡し、部長、危機管理監ほかに対応した。平成21年3月末納期が困難であることがほぼ確定的となり、ヘリの納入が7月末になる見込みであり、これにヘリコプターテレビ電送システム取付期間を含めると8月末になる見込みであるとの説明があったが、同社に対し、納期遅延の事情等の説明を求めた。
- 12月2日、部長、危機管理監が上京し、同社幹部に会い、納期遅延の事情等の早急な説明とヘリの早期導入についての更なる努力を求めた。
- 12月12日、部長、危機管理監ほかが上京し、同社幹部に会い、納期遅延の事情等の早急な説明とヘリの早期導入についての更なる努力を再度求めた。
- 12月15日、同社幹部が来岡し、部長、危機管理監ほかが納期遅延の事情等の説明を受けた。